

保護者の皆さま

岸和田市立山滝小学校

## 気象警報発令時の学校園の対応について

岸和田市教育委員会の通知に基づき、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合は、子どもたちの安全確保のため、以下のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

### 1. 「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」が発令されている（発令された）場合

- ①午前7時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒ 臨時休業
- ②午前7時～始業時間で、岸和田市に発令された場合 ⇒ 臨時休業
- ③始業時間以降、岸和田市に発令された場合 ⇒ 授業中止（授業の繰上げ等）

### ○留意事項

以前は「特別警報」、「暴風警報」が発令された場合のみ、臨時休業となっていました。が、令和6年度からは、「大雨警報」が発令された場合も臨時休業となっています。

※大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）いずれの場合も臨時休業の対象です。

※台風の有無は従来通り関係ありません。

※大雨警報が長時間にわたる場合には、校区内の状況を把握したうえで、発令中でも授業を再開する場合があります。

※授業が中止となった場合でも下校させることが危険と判断した場合は、状況が改善されるまで学校で待機させる場合があります。

### 2. 「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」以外の警報（洪水警報、波浪警報、高潮警報）が発令されている（発令された）場合

- ①岸和田市に上記の「警報」が発令された場合 ⇒ （原則的に）平常対応
- ②子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合  
⇒ 授業(保育)時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じる

### ○給食の取り扱いについて

- ◇始業時間までに「特別警報」「暴風(雪)警報」「大雨警報」が発令されている（発令された）場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。
- ◇始業時間以降に「特別警報」「暴風(雪)警報」「大雨警報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、地域の特性や時間により、各学校の判断となります。

### 3. 「山滝地区」に避難情報（「高齢者等避難」または「避難指示」）が発令された場合

- ①午前7時現在、発令されている場合
  - ・学校は、臨時休業。一斉配信での連絡はしません。
- ②午前7時から始業時刻(午前8時30分)までに、発令された場合
  - ・学校は、臨時休業。一斉配信で連絡します。
  - ・登校班で集団下校になります。教職員が引率します。
- ③児童の登校後、発令された場合

- ・授業は中止になります。
- ・登校班で集団下校になります。教職員が引率します。
- ・天候の急激な悪化等で、集団下校が困難な場合、児童は学校に待機します。  
一斉配信で保護者にお迎えを依頼します。
- ・お迎えに来た保護者に児童を引き渡します。引き渡しカードに記載がない保護者以外が  
迎えに来た場合は、保護者の緊急連絡先に連絡を取った上で、取り引き渡しカードに記  
名後、児童を引き渡します。

#### ④大地震や大雨による山崩れ、川の氾濫が予想される場合

- ・児童は学校に待機します。通学路の安全が確認された場合は、教職員が付き添い集団下  
校を行います。
- ・通学路の安全確保が難しい場合は、児童は、学校に待機します。  
一斉配信で保護者にお迎えを依頼します。
- ・校内で安全確保が難しいと判断したときは、2次避難として山滝中学校に避難します。

#### 【参考】気象警報発令時の学校園対応 令和6年4月1日改訂

| 気象警報                          | 時間                               | 学校園の対応                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別警報<br>暴風警報<br>暴風雪警報<br>大雨警報 | ①午前7時現在<br>②午前7時～始業時間<br>③始業時間以降 | ①②：臨時休業 <sup>注1</sup><br>③：授業中止 <sup>注2</sup>                                                                                                                                                                                                        |
| 洪水警報<br>波浪警報<br>高潮警報          |                                  | ①②③：（原則）平常通り授業を行う<br>※園児・児童・生徒の安全上、問題が生じるおそれ等<br>があると判断した場合は、臨時休業、授業(保育)時間<br>の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる。<br><u>地域に避難情報（高齢者等避難・避難指示）が出てい<br/>る。又は出された場合</u><br>①②：臨時休業 <sup>注1</sup><br>③：授業中止 <sup>注2</sup><br><u>※避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も<br/>同様の対応とする。</u> |

注1）大雨警報が長時間にわたる場合には、校区内の状況を把握したうえで、発令中でも授業を再開する場合があります。

注2）授業が中止となった場合でも下校させることが危険と判断した場合は、状況が改善されるまで学校で待機させる場合があります。